

地域的な包括的経済連携協定の要約 (仮訳)

注：この要約は、RCEP協定の要約であり、RCEP協定の20の章の特筆すべき要素のみを取り上げている。この要約は、RCEP協定の特定の規定の解釈を意図するものではなく、それゆえに、同協定の実施の過程で要求され得るいかなる法的解釈及び法的見解にも影響を与えるものではない。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEANによる、オーストラリア、中国、日本、韓国及びニュージーランドとの関与を拡大し、及び深化させる協定である。これらのRCEP参加国を合わせると、世界のGDPの約30%及び世界人口の約30%を占める。RCEP協定の目的は、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献することとなる、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携を構築することである。したがって、同協定は、地域のビジネス及び人々に市場及び雇用の機会をもたらすこととなる。RCEP協定は、開かれた、包括的な、及びルールに基づいた多角的貿易体制とともに機能し、かつ、これを支援するものとなる。

RCEP協定の主な特徴

現代的：RCEP協定は、現在のみならず、将来のために作られた協定である。同協定は、既存のASEANプラスワンFTA（ASEANと5つの対話パートナー各国との自由貿易協定）の適用範囲を更新し、並びに電子商取引の時代、中小零細企業の潜在性、地域のバリューチェーンの深化及び市場競争の複雑性を含む、変化し、かつ、新たに立ちあられつつある貿易実態を考慮に入れるものである。RCEP協定は、締約国が世界貿易機関（WTO）協定の規定を更新し、又は上回るものとすることに合意をした分野においてWTO協定を基礎としつつ、WTOを補完するものである。

包括的：RCEP協定は、約束の適用範囲及び深さの双方の観点から包括的である。適用範囲については、RCEP協定は、20の章で構成され、ASEANプラスワンFTAがかつて対象としなかった多くの分野を含むものである。RCEP協定は、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続並びに貿易上の救済を含む物品の貿易を対象とする特定の規定を有する。また、同協定は、金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する特定の規定を含むサービスの貿易並びに自然人の一時的な移動を対象とする。さらに、投資、知的財産、電子商取引、競争、中小企業、経済協力及び技術協力、政府調達並びに紛争解決を含む法的

及び制度的分野に関する章を有する。市場アクセスについては、物品及びサービスの貿易における自由化を達成し、投資を幅広くカバーしている。

質の高い：RCEP協定は、RCEP締約国の個別の及び多様な開発の水準及び経済上のニーズを認識しつつ、既存のASEANプラスワンFTAを上回る規定を含む。RCEP協定は、締約国の世界的及び地域的なサプライチェーンへの関与を支援するために必要な課題に対処し、並びに公共政策の正当な目的を維持しつつ、ビジネスを促進することができる貿易及び投資のルールにより、市場アクセスの約束を補完するものである。RCEP協定は、生産性を高めるような方法で持続可能な、責任ある、及び建設的な競争を促進することを目指すものである。また、RCEP協定は、締約国間の地域的なサプライチェーンの発展及び拡大の促進に資する単一のルール・ブックをまとめるという付加価値を有する。

互恵的：RCEP協定は、多様な開発の水準にある各国をひとまとめにするものである。そのため、RCEP締約国は、同協定が相互に利益をもたらすことができることが同協定の成功を決定付けるものであることを認識してきた。RCEP協定は、適当な形態の柔軟性及び特別のかつ異なる待遇のための規定（特に、適当な場合にはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのためのもの及び後発開発途上締約国のための追加的な柔軟性）を含む様々な方法により、この目的を達成するように設計されている。さらに、RCEP協定は、同協定の下でなされた約束の実施の支援及び各締約国の利益の最大化のために利用可能となる技術協力及び能力開発を含む。また、RCEP協定は、異なる開発の水準の経済、異なる規模のビジネス及びより広範な利害関係者の全てが協定の利益を享受することができることを確保する諸規定を含む。

RCEP協定の要約

RCEP協定の20の章の要約は、次のとおり。物品の貿易、サービスの貿易、投資、自然人の一時的な移動、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、貿易上の救済、知的財産、競争、政府調達並びに制度に関する規定に関する附属書は、RCEP協定又はそれぞれの章に附属する。

第1章：冒頭の規定及び一般的定義

冒頭の規定及び一般的定義章は、締約国、特に後発開発途上締約国の発展段階及び経済上のニーズを考慮しつつ、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献するため、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携を構築するというRCEP協定の目的を規定している。また、この章は、一般的定義も含む。

第2章：物品の貿易

物品の貿易章は、締約国間の高い水準の貿易の自由化を達成するための物品関連の約束の実施を規律する重要な要素を含む。これらの要素には、他の締約国の産品に対する内国民待遇の付与、関税の引下げ又は撤廃、産品の一時免税輸入及び輸出競争に関するWTO閣僚決定の再確認（農産品に関する輸出補助金について予定されている権利の撤廃を含む。）を含む。また、この章は、締約国ごとに異なる関税上の特惠待遇が適用される場合に適用される関税上の待遇を決定するためのルールも規定している。さらに、この章は、関税自由化の結果を補完する非関税措置に関する規定を含む。これらの規定には、数量制限の一般的廃止、非関税措置の適用における透明性の向上、輸入許可手続の運用並びに輸入及び輸出に関する手数料及び手続の適用に関するものを含む。最後に、この章は、締約国間の貿易に悪影響を及ぼしている非関税措置について、締約国間で技術的協議を行う手続についても規定している。また、貿易を更に促進するため、分野別の取組について将来行う作業の可能性について定めている。

第3章：原産地規則

原産地規則章は、いかなる産品がRCEP協定の下における原産品であり、それゆえに関税上の特惠待遇の対象となるかを決定する。原産地規則章は、(i)第A節（原産地規則）及び(ii)第B節（運用上の証明手続）の2つの節を有する。原産品及び完全に得られ、又は生産される産品に関する条並びに品目別規則に関する附属書は、産品の原産品としての資格を決定するための要件を規定している。この章は、非原産材料を使用した産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない軽微な工程及び加工を列記している。RCEPに参加する国々の地理的位置を踏まえ、締約国は、原産品が不適切に原産品としての資格を失うことのないよう、原産地規則章が明確な直接積送基準を含むことを確保した。この章は、産品が品目別規則上の関税分類の変更規則を満たさない場合でもなお、当該産品が原産品としての資格を得ることができる一定の僅少の非原産材料に関する規則を規定している。第A節（原産地規則）が対象とする他の要素には、輸送用及び船積み用のこん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い及び附属品、予備部品及び工具の取扱いが含まれる。第B節（運用上の証明手続）は、RCEP協定上の原産地証明の申請、関税上の特惠待遇の要求及び産品の原産品としての資格

の確認のための手続を詳細に定めている。既存のASEANプラスワンFTAと比較して強化された点は、従来の原産地証明書に加え、認定された輸出者による原産地申告及び全ての輸出者又は生産者による原産地申告（RCEP協定が各締約国について効力を生じた日の後一定期間内に実施される）を本節に含めたことである。原産地規則章は、二つの附属書を有する。(i) HSコード6桁番号の水準における全ての関税品目を扱う品目別規則及び(ii)原産地証明書又は原産地申告に必要な事項を列挙する必要的記載事項である。

第4章：税関手続及び貿易円滑化

税関手続及び貿易円滑化章は、関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保し、並びに税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進することを目的とする。急送貨物及び腐敗しやすい物品については、RCEP協定では、物品が到着し、かつ、必要な書類が提出された後6時間以内に税関管理からの引取りの許可を行うことを想定している。締約国の異なる開発の水準にもかかわらず、この章には、WTO貿易円滑化協定(TFA)を上回る要素も含まれている。この章の規定は、税関手続を簡素化し、及び国際的な基準に調和させること等を目的とする。この章には、関税分類、原産地規則及び関税評価に関する事前教示並びに事前の教示を行う期限、物品の通関手続の期限（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された後48時間以内）、特定の基準を満たす事業者（認定事業者）に対する、輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置の提供、税関管理及び通関後の監査のための危険度に応じた管理手法の制度等の貿易円滑化の促進に関する強化された規定も定めている。この章においては、約束のうち一部のもの、特にTFAを超えるものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を認識し、段階的な実施が認められている。段階的な約束の実施の詳細は、この章の附属書に定められている。

第5章：衛生植物検疫措置

衛生植物検疫措置（SPS）章は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること及びSPS措置の貿易への悪影響を最小限にすることによって貿易を円滑にすることを目的として、SPS措置の作成、採用及び適用のための基本的な枠組みを規定している。締約国は、WTO衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づく締約国の権利及び義務を確認した上で、措置の同等、地域的な状況（有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。）に対応した調整、危険性の分析、監査、証明、輸入検査及び緊急措置に関する関連する国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、SPS協定の実施を促進するため、一定の規定について合意した。この章は、また、この章の目的の下でSPS問題に対処するに当たり、透明性、協力及び能力開発並びに技術的討議が重要であることを強調する。紛争解決の規

定はこの章の規定については適用しないが、この紛争解決の不適用については、RCEP協定が効力を生じた後2年を経過した後に見直しの対象とする。

第6章：任意規格・強制規格・適合性評価手続

任意規格・強制規格・適合性評価手続章は、WTO貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）の実施の促進のみならず、各締約国の任意規格、強制規格及び適合性評価手続についての相互の理解を認識し、及び受け入れ、また、この分野における情報交換及び協力を強化することを目指す。これらの目的は、(i)国際規格、指針及び勧告が、貿易に対する不必要な技術的障害の削減に当たり、重要な役割を果たし得ることを認識し、(ii)任意規格、強制規格及び適合性評価手続が、TBT協定の関連規定に適合することを確保し、(iii)適合性評価手続の結果を相互に受け入れることの重要性を認識し、(iv)透明性の手続を強化し、(v)相互に関心を有する二国間又は複数国間の協力を行い得ること認める規定を通じて実現される。この章は、衛生植物検疫措置章と同様に、協力及び連絡部局の指定の必要性並びにこの章の実施に関連する問題を解決するための技術的討議の必要性を強調している。紛争解決章の規定は、この章については適用されないが、この紛争解決の不適用は、RCEP協定が効力を生じた後2年を経過した後の見直しの対象とする。

第7章：貿易上の救済

貿易上の救済章は、(i)RCEPセーフガード措置及び(ii)ダンピング防止税及び相殺関税の二つの節から成る。RCEPセーフガード措置に関する節は、定められた条件及び要件（適切な調査、及び関係する締約国に対して協議のための機会を伴う早期のかつ完全な通報を行うことを含む。）に従うことを条件として、締約国がRCEP協定に基づく約束によって引き起こされる国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれについて対処するための経過的な仕組みを提供している。また、RCEPセーフガードに関する節は、世界向けのセーフガード措置に関し、WTOセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務を再確認している。ダンピング防止税及び相殺関税に関する節は、WTOの関連する協定に基づく締約国の権利及び義務を再確認し、及び基礎とする。この章には、附属書（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）が含まれる。これらの慣行は、一部の締約国において行われているものであり、貿易上の救済の手続における透明性及び正当な手続という目標を推進することができるものである。いずれの締約国も、ダンピング防止税及び相殺関税に関する節の規定の下で生ずるいかなる問題についてもRCEP協定の下での紛争解決を求めてはならないが、この節の規定に対する紛争解決の適用可能性については、RCEP協定の一般的な見直しにおいて検討される。

第8章：サービスの貿易

サービスの貿易章は、サービスの貿易に影響を及ぼす制限的な措置及び差別的な措置を実質的に除去することにより、締約国間のサービスの貿易の更なる発展に寄与することを目的とする。この章は、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇及び現地における拠点に関する規律等の現代的かつ包括的な規定を含んでおり、これらの規定は、締約国の特定の約束に係る表又は適合しない措置に係る表及び締約国の追加的な約束に従う。締約国は、この章に従い、自国のサービスに関する約束をRCEP協定の発効の日又は発効の日の後の定められた期間内のいずれかの時点において、ネガティブリスト（適合しない措置に係る表）の方法により記載することとされている。RCEP協定に基づくサービスに関する約束をネガティブリストの方法で行うことにより、各締約国の現行の措置及び規制に関する情報の提供を通じて、他の締約国のサービス提供者に更なる確実性をもたらす。この章には、サービスの貿易に影響を及ぼす国内規制の合理性、客観性及び公平性に関する規定が含まれ、当該規定は既存のASEANプラスワンFTAにおける同様の規定を上回るものである。

金融サービス附属書

金融サービス附属書は、金融規制当局が金融システムの健全性及び安定性を維持するための措置を適用することを認める強固な信用秩序の維持のためのセーフガードを定めつつ、地域における金融サービスの自由化を促進する。この附属書は、サービスの貿易章で定める義務に加え、金融サービスの提供に関する特定の義務（例えば締約国が金融規制の透明性を確保することを約束する義務、締約国が新たな金融サービスの提供を許可することを奨励する義務並びに締約国が金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要な情報の移転及び処理を妨げないことを約束する義務）を規定している。また、本附属書は、金融サービスに関する問題を討議し、又は解決するための協議の方法を規定している。

電気通信サービス附属書

電気通信サービス附属書は、公衆電気通信サービスの貿易に関する規律の枠組みを創設する。全ての既存の各パートナーとのASEANプラスワンFTAには、電気通信サービス附属書が含まれているが、RCEP協定には、追加的な義務として、(i) 規制への取組方法、(ii) 国際的な海底ケーブルシステム、(iii) ネットワーク構成要素の細分化、(iv) 柱、管路及びとう道へのアクセス、(v) 国際移動端末ローミング、(vi) 技術の選択における柔軟性が含まれている。これらの追加的な義務は、情報通信技術インフラの基幹のバックボーンの強化に向けた協力の拡大を奨励し、並びに締約国間のサービスの貿易を支援し、及び促進することを目的としている。

自由職業サービス附属書

自由職業サービス附属書は、締約国の地域における自由職業サービスの提供への関与の促進に寄与する。本附属書には、職業上の資格の承認に関して関心を有する二以上の締約国間の対話の奨励、及び相互に関心を有する自由職業サービスの分野における職業上の資格、免許又は登録の承認のための取決めについて交渉するよう関係団体に奨励することが含まれる。本附属書は、また、締約国又は関係団体に対し、相互に受け入れた範囲において教育、試験、経験、行動及び倫理、自由職業家の能力開発及び資格証明の更新、業務の範囲、現地に関する知識、消費者保護等の相互に受け入れることができる職業上の基準の作成に向けて作業することを奨励する。

第9章：自然人の一時的な移動

自然人の一時的な移動章は、物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する締約国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を円滑にするための約束を規定している。この章及び附属の表は、約束（例えば滞在期間）及びその約束を規律する条件及び制限を定めている。この章は、各締約国の特定の約束に係る表に定めるとおりの商用訪問者、企業内転勤者、その他の区分についての約束を含む。この章は、また、締約国が一時的な入国及び一時的な滞在を許可するに当たっての規律（不備のない申請の速やかな処理を含む。）並びに課される手数料がこの章の規定に基づく他の締約国の自然人の一時的な移動に対する不当な障害とならないという点で合理的なものであることを確保する規律を定めている。さらに、この章は、全ての出入国管理に関する文書に係る説明資料を公に利用可能とすること、自然人の一時的な入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす自国の法令に関する照会に回答するための仕組みを維持すること並びに自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を一層円滑にするための協力について討議できることを規定する等の強化された透明性の義務を含む。

第10章：投資

投資章の規定は、地域における有効な投資環境の創設を目的とする。この章は、投資の4本柱（保護、自由化、促進及び円滑化）を対象とする規定を含む。これらの規定は、既存のASEANプラスワンFTAの内容を格上げし、及び強化するものである。この章は、最恵国待遇条項、及び特定措置の履行要求の禁止についてWTOの貿易に関連する投資措置（TRIMS）に関する協定に基づく多数国間の義務を上回る約束を含む。また、この章は、スタンズティル及びラチェットメカニズムを含むネガティブリストの方法により、締約国による投資に係る約束を定める留保及び適合しない措置に係る表を含む。この章は、将来の申立て及び苦情についての解決の支援等の投資家のアフターケアも定めた進歩的な投資の円滑化に係る規定を設けている。また、RCEP協定には、締約国と他の締約国の投資家との間の紛争解決の規定に関する作業計画等を定めている。

第 11 章：知的財産

知的財産章は、地域における知的財産権の保護と行使（エンフォースメント）に関する均衡のとれたかつ包括的なアプローチを定めている。この章は、知的財産権の保護の一連の基準の調和に関する規定のほか、技術的保護手段及びデジタル環境における権利行使並びに上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製に対する適当な刑事上の手続及び刑罰に関する規定等のWTOの知的所有権の貿易促進の側面に関する協定（TRIPS協定）の水準を上回る知的財産権の保護を定めている。また、この章は、知的財産権の権利者に資するため、電子的な出願に関する手続等の知的財産権を設定するための手続を簡素化し、及び調和させるための規定並びに関連する情報をオンラインで利用可能なものとする規定も含む。また、この章は、TRIPS協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認し、また遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承に関連する規定も含む。

第 12 章：電子商取引

締約国は、貿易のデジタル化の拡大を認識しつつ、締約国間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること並びに締約国間の協力を促進することを目的とする電子商取引に関する章を含めた。電子商取引章は、締約国が電子的手段による貿易実務及びその過程を改善することを奨励する規定を設けている。また、この章は、電子商取引の利用者の個人情報保護を含む電子商取引の発展に資する環境を醸成し、電子商取引を利用する消費者を保護することを定める法的枠組みを締約国が採用し、又は維持することを要求している。さらに、この章は、コンピュータ関連設備の設置及び情報の電子的手段による国境を越える移転の規定において、データに関する論点を取り扱っている。また、締約国は、WTO閣僚決定に基づき、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持することを合意した。締約国は、この章の規定の解釈及び適用について意見の相違がある場合には、まず、誠実に協議を行うものとし、相互に満足すべき解決を得るためにあらゆる努力を払うことを合意した。この章は、現時点において紛争解決規定の対象ではないが、RCEP協定の一般的な見直しにおいて、紛争解決規定のこの章の規定への適用について見直しを行う。

第 13 章：競争

競争章は、市場における競争を促進し、並びに経済効率及び消費者の福祉を向上させることを目的とする。この章は、各締約国が自国の競争法令及び競争政策を作成し、及び執行する主権的権利を認識し、並びに公共政策又は公共の利益に基づく除外又は免除ができることを認めつつ、締約国が反競争的行為を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、及びその競争法令を実施するため、当局を設置し、又は維持する義務を含む。この章は、さらに、商業活動に

従事する全ての団体について競争法令を適用することを規定している。この章は、また、情報を交換することに関する規定を含み、及び執行活動における調整を行うことを認める。この章は、競争政策の作成及び競争法令の執行を強化するために必要な能力を開発するために締約国が技術協力に関する活動を行うことも規定している。消費者の保護についても、この章の規定の対象となり、各締約国に対し、誤認させる慣行又は虚偽の若しくは誤認させる記載を取引において使用することを禁止する自国の法令を制定し、又は維持すること、消費者の救済の仕組みについての意識及びその仕組みを利用する機会を改善すること並びに消費者の保護に関する相互に関心を有する事項について協力することを義務付ける。いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、RCEP協定の下での紛争解決を求めることはできない。

第14章：中小企業

締約国は、零細企業を含む中小企業が経済成長、雇用及びイノベーションに大きく寄与することを認識し、したがって、RCEP協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための中小企業の能力を向上させるに当たっての情報共有及び協力を促進するよう努める。この章は、締約国に対し、RCEP協定の全文、中小企業に関連する貿易及び投資に関する法令に関する情報並びにRCEP協定から利益を得る上で中小企業にとって有用なその他ビジネスに関連する情報を含むこととなる、公にアクセス可能な情報の場を開設し、及び維持することにより、中小企業に関連するRCEP関連の情報の共有の促進を義務付ける。この章は、また、電子商取引、知的財産権、市場アクセス及びイノベーション等の分野において協力を強化することを目指している。

第15章：経済協力及び技術協力

経済協力及び技術協力章は、RCEP協定の開発の側面を実現するための枠組みを定めている。締約国は、RCEPの文脈における経済協力及び技術協力が締約国間における開発の格差を縮小し、及び相互利益を最大化することを目的とすることに合意した。この章の規定に基づく経済協力及び技術協力は、RCEP協定の包摂的、効果的及び効率的な実施及び利用を支援する。締約国は、締約国間で相互に合意したとおり、例えば物品の貿易、サービスの貿易、投資、知的財産、電子商取引、競争、中小企業等に焦点を合わせた経済協力及び技術協力に関する活動を検討し、及び実施することに合意した。開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動が優先され、そのことにより、一般の意識が向上し、ビジネスによる情報へのアクセスも向上する。

第16章：政府調達

既存のASEANプラスワンFTAは、政府調達に関する規定を含んでいない。RCEP協定において、締約国は、成長及び雇用を促進するために地域の経済統合を推進する上での政府調達の役割を認識する。政府調達章は、法令及び手続の透明性を促進することのみならず締約国間の協力を発展させることを目的とする。各締約国は、政府調達の透明性を促進するという目的に適合するよう、政府調達章の附属書において政府調達に関する情報を公表する。この章には、政府調達を円滑にするために将来この章の規定を改善することを目的として、同様に、見直しに関する規定が含まれる。いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、RCEP協定の規定に基づく紛争解決を求めるとはできない。

第17章：一般規定及び例外

一般規定及び例外章は、RCEP協定に横断的に適用される一般規定を含む。これらの一般規定は、RCEP協定の対象となる事項に関する各締約国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定に関する透明性についての義務を含む。この章は、自国の行政上の手続に関する適切な審査及び上訴の仕組みを構築し、並びに秘密の情報の保護を提供する。この章は、RCEP協定の地理的適用範囲を規定し、生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認し、並びに各締約国が自国の法令に従い、RCEP協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために適切な措置をとることを約束する。また、この章は、外国投資の提案の承認又は許可の可否に関する決定及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制することが、RCEP協定の紛争解決の対象とならないことを規定している。

この章は、関連する章の規定の適用上、1994年のガット第20条及びサービス貿易一般協定第14条に規定する一般的例外をRCEP協定に組み込む。また、締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置をとることができる。租税に係る課税措置に関しては、RCEP協定は、世界貿易機関設立協定の規定及び投資章における資金移転に関する条の規定が、当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。この章は、また、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該締約国は、特定の措置を採用することができることを認めている。

第18章：制度に関する規定

制度に関する規定章は、RCEP協定の制度上の取決め並びにRCEP閣僚会合、RCEP合同委員会、4つの委員会（物品、サービス及び投資、持続可能な成長並びにビジネス環境）及びRCEP合同委員会によって設立され

るその他の補助機関の構造について規定している。RCEP合同委員会は、この協定の実施及び運用に関する問題を検討するために設立される。さらに、RCEP合同委員会は、RCEP閣僚に報告し、適当な場合には、検討及び決定のためにRCEP閣僚に対して問題を付託することができる。

第19章：紛争解決

紛争解決章は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的であり、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。RCEP協定の紛争解決手続の主な特徴は、次のとおり。(i)場の選択：紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合に、申立国は当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、また、その選択した場以外の場を利用してはならない。(ii)協議：被申立国は、要請があった場合には、申立国との協議を開始することが要求される。(iii) あっせん、調停又は仲介：全紛争当事国は、紛争解決の代替的な方法を任意にとることが認められる。(iv) パネルの設置：申立国は、被申立国が協議要請に回答しない場合、若しくは被申立国が規定の期限内に協議を開始しない場合又は規定の期限内に協議によって紛争を解決することができない場合には、パネルの設置を要請することが認められる。(v) 第三国の権利：利害関係を有する第三国は、紛争に参加することができ、その意見はパネルの手続において考慮される。また、この章には、パネルの任務、パネルの手続、パネルの最終報告書の実施、履行状況の審査手続、代償及び譲許その他の義務の停止についての詳細な規定を含む。この章の他の重要な規定として、後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇に関する条があり、申立国は、この章に定める手続に従って後発開発途上締約国に係る事案を提起することについて妥当な自制を行う義務を負う。

第20章：最終規定

最終規定章は、RCEP協定と他の国際協定との関係、一般的な見直しの仕組み、協定の改正手続、加入規定について規定している。RCEP協定は、協定が効力を生じた後十八箇月を経過した後、全ての国又は独立の関税地域による加入のために開放しておくが、十八箇月の経過を待たず、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放しておく。また、この章は、署名国及び加入する国又は独立の関税地域のそれぞれから受領し、又はこれらに対して配付する文書（通告、加入要請及び批准書、受託書、承認書又は加入書を含む。）について主要な責任を負うRCEP協定の寄託者を指定する。発効に関する規定では、RCEP協定が発効するには少なくとも6のASEANの構成国である署名国及び3の非ASEANの構成国である署

名国が批准書、受諾書又は、承認書を寄託することが必要であることを規定している。